

互助規程改正新旧対照表

新	旧
第1条 組合員の相互扶助をはかるため、この規程を定める。	第1条 組合員の相互扶助をはかるため、この規程を定める。ただし役職に就くために組合を離れている者であっても、役員就任前に継続して組合員であり、かつ役員離任後に組合に復帰するものと見なされる場合にはこの規程を適用する。
第4条 組合員が退職した時は、 <u>または使用者側役職に就くため組合員を離れた時は、</u> 次のようにその組合員期間に応じて、組合費を返還する。ただし特任教職員については、最終の任期が終了した際とする。	第4条 組合員が退職した時は、次のようにその組合員期間に応じて、組合費を返還する。ただし特任教職員については、最終の任期が終了した際とする。
2 組合員期間は継続していなければならない。組合員期間は <u>20年</u> を最大とする。	2 組合員期間は継続していなければならない。ただし役職に就くために組合を離れ、役職離任と同時に組合に復帰した場合は、役職期間を除外して前後期間を継続しているとみなす。組合員期間20年を最大とする。
削除	第5条 組合員が転任・転職した時は、第4条で定められた金額の50%とする。
削除	第13条 組合員が公立大学法人都留文科大学との労使紛争に関連して訴訟、労働委員会審査等の当事者になった場合、その交通費の実費を支給できる。
削除	2 前項の訴訟、労働委員会審査等で法律事務所等との打合せ、会議を行う必要がある場合、その交通費の実費を支給できる。
第 <u>12</u> 条 2 申請は原則として当該年度にするものとする。但し、やむを得ない事情があるときは <u>1</u> 年度前までさかのぼって申請することができる。	第14条 2 申請は原則として当該年度にするものとする。但し、やむを得ない事情があるときは3年度前までさかのぼって申請することができる。
附則 本規程は2024年7月18日から施行する。但し第12条2については、2025年5月1日から施行する。	

※条文番号のみの変更は上記に記載していない。